

特定受託事業者に係る取引の適正化に関する検討会（第3回）

議事要旨

- 1 日 時 令和5年9月26日（木）13:00～15:00
- 2 場 所 中央合同庁舎6号館B棟 公正取引委員会 審判廷（19階）
- 3 参加者 委員名簿（別紙）参照
- 4 議 題 各団体からのヒアリング
- 5 議事概要

各団体からのヒアリングを行ったところ、出された意見等は以下のとおり。

（1）全国建設労働組合総連合からのヒアリング

- 建設業においては、フリーランスである一人親方については建設業法で請負契約の取引の規制があるため、基本的には建設業法に準拠しつつ、建設業法でカバーしきれない部分について特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（以下「本法」という。）で補完していただきたい。
- （建設業法でカバーできていないような事項で、本法における明示事項として補完した方がよいものはあるか、建設業法の規定が足りないのではなく実効性が確保できていない部分があるため事実上トラブルが発生していると理解すればよいかとの委員からの質問に対し、）実態として、建設業法の遵守が徹底されていない状況がある。また、通報相談窓口等も設置されているものの、一人親方にとってはなかなか窓口で相談しづらい状況であるため、本法に関しては、フリーランスが相談や通報をしやすいように行政で補完をしていただきたい。
- （1日当たりの報酬についてはある程度決まっているということだが、時間帯や拘束時間は業界慣習として決まっているのか、あるいはその都度交渉するのかとの委員からの質問に対し、）時間については、例えば、野丁場と呼ばれるゼネコンが元請となる大型の現場では、一人親方は基本的に8時から5時まで1日8時間程度働いている。住宅企業が元請となる現場も、8時から5時まで1日8時間程度で働いている一人親方が多い。
- （本法第5条の期間に関して、初回取引の場合は技量や働く姿勢等が十分分からないといったリスクがある中で、発注者は1日の取引であってもきちんと報酬の支払をするという点については納得しているのかとの委員からの質問に対し、）建設業者と一人親方が取引している場合、現場施工をするために、一人親方の労務が欲しいということで契約している。技量が足りないことによるトラブルはあるが、基本的には人手不足であるので多くの建設業者は納得して発注している。建設業では一人親方も含め、職種経験・技能の適正な評価を目的とした建設キャリアアップシステム（CCUS）の普及促進が進められている。
- （ゼネコンが発注者で一人親方が受注者となる取引において懸念される問題と、一人親方が他の一人親方に発注を重ねていくことによって取引が多層化した場合に懸念される問題との間に、特徴的な違いはあるかとの委員からの質問に対し、）ゼネコン現場では、

職種にもよるが、設備や仕上げ工事など、建物が仕上がった後に工期が迫っている段階で行われる工事については一人親方が他の一人親方に発注するという応援の形態が多く見られ、非常にトラブルも多い。他方で、町場といわれる個人が施主となる住宅現場でも、最初から工期が厳しい工事などの場合には、一人親方が他の一人親方を呼ぶということがあり、同様にトラブルはある。

- （契約書や見積書があまり作成されていない実態であるということだが、契約書等の作成が進みにくい要因として、取引慣行や取引上の立場の違いなど何か事情や特徴があるのかとの委員からの質問に対し、）建設業は一般的に職人と呼称される技能者が多く、事務作業より、現場での労務作業が中心で、事務的作業に不慣れな業界慣行があると思う。肉体的な労働が多い中で、日中働いて、夜間に見積りや契約書を作成するという作業までなかなか行き着かないことが現状である。

また、建設業は元請・下請の関係が非常に強いため、細かな契約書を交わしてほしい、金額を少し協議させてほしいといった協議を持ちかけると、取引先を変更されるおそれもあり、価格交渉や見積り・契約書等の作成が普及しづらい現状がある。

- （仮に、現状フリーランス同士でお互い口頭で依頼するという形でうまく回っており、フリーランスの権利保護として支障がないのであれば現状のままの方がよいということなのか、あるいは、迅速性よりも権利保護を重視した方がよいのかとの委員からの質問に対し、）トラブル原因のほとんどは書面契約が無く、口頭契約によるものであるため、書面契約の徹底は最低限必要である。加えて一人親方は、仕事がないと収入がなくなってしまい、必ずしも収入が高くないという現状もあるため、まずはしっかりと権利保護をしていただくことが重要である。
- （契約期間や工期について、平均的な期間や職種による傾向等はあるのかとの委員からの質問に対し、）住宅現場で木工事・大工工事をする大工については、1か月程度、長い場合には90日程度の期間で一つの現場に従事することが多い。他方、塗装、内装、外構、電気工事といった職種は10日や5日程度、職種・現場によっては1日や2日程度の短い期間となるなど、職種・現場条件等により大きく変わってくる。
- （メールを使って契約書を交わしたり契約条件を示したりする者は多いのか、それとも紙ベースの方が多いのかとの委員からの質問に対し、）取引先が大手の企業である場合、各社の発注システムがありインターネット等のサイト上でやり取りをしている事例もあれば、メール等で契約書を添付してやり取りをしている事例もある。他方で、特に年配の一人親方や職人同士では、ファックスでやり取りする事例も多く残っている。若い一人親方は、LINEなどのSNSで仕事の発注・やり取りをしていることが多い。

（2）一般社団法人日本フードデリバリーサービス協会からのヒアリング

- （基本契約は個社が作成しているのか、それとも貴協会が関わって統一的に作成されたものか、基本契約と個別契約の関係性について「基本契約と個別契約を総合的に見て」（資料2の16頁）法第3条第1項の明示義務を判断するというのはどのような趣旨か、例えば

個別契約の中に「その他の事項は基本契約に準拠する」旨などが明示されているのかとの委員からの質問に対し、) 前者については、基本契約は、当協会で統一して作成したのではなく、個社ごとに作成しているものである。後者については、本法第3条では明示しなければならない事項として給付の内容、報酬の額、支払期日その他の事項と規定されているところ、この3つの事項だけでも個別契約で毎回明示している訳ではない。明示すべき内容の一部が基本契約に書かれており、他の一部が個別契約に書かれているという形式であるため、それらを合わせて判断していただきたいという趣旨で「総合的に見て」としている。なお、プラットフォームに登録する際の利用規約や配達パートナー規約の中で、これらの規約が全てに適用される旨を記載しているため、基本的には基本契約の中で示しており、個別契約において基本契約を参照するよう毎回明示してはいない。

- (電磁的方法による明示に関して、「チャットやアプリにおける表示など、柔軟な方法を認めて頂きたい」(資料2の17頁)とあるが、そのような方法では手元に証拠が残らないというリスク・懸念に対してどのように考えるかとの委員からの質問に対し、) 特にSlackやLINEで業務を受けるフリーランスの場合、発注者側がメッセージを削除すれば見られなくなってしまうため、その前にスクリーンショットを撮っておくということになると考えている。他方で、フードデリバリーの場合、アプリ上で過去の売上履歴や配達場所等の記録も一定期間遡って確認することが可能となっているため、こういったアプリにおける表示も含めて認めていただきたい。
- (登録をするのみで稼働していない配達員も存在することだが、基本契約を締結した時点からその業務委託を行ったものと捉えた場合に何か問題になることがあるか、禁止事項のうち、稼働していないアカウントに対して実際に発生することが想定されるケースや禁止行為にされると問題が生じるような行為はあるかとの委員からの質問に対し、) 実態面では特に問題はないが、将来的に新たな義務が課されるような場合には、稼働していない者に関して実態面で齟齬が生じる可能性もあり得る。
- (アカウントが停止されそもそもアプリ上で過去の記録を確認できないような例もあると聞いが、何か記録を確認できるような対応が可能なのか、フードデリバリーは1日に何件も受託するため、逐一スクリーンショットを撮るのは困難ではないかとの委員からの質問に対し、) 各社のデータベース上に配達記録等は残っているため、それを提供する形で確認することは可能である。現在でも問い合わせがあった場合には個別に対応している。
- (基本契約や利用規約の変更があった場合の通知は休眠アカウントも含めて全員に一斉に通知されると思われるが、それを踏まえれば、休眠アカウントが禁止事項の規制対象となるとしても支障はないのではないかとの委員からの質問に対し、) 休眠アカウントに対してもそのような通知のメールは届くため、実態面としては何か問題がある訳ではない。他方で、休眠し稼働していないような者に対しても同様の義務を発注者側に課することが法制的に妥当なのかという問題提起である。
- (資料2の18頁に特殊事情により注文がキャンセルされた場合には報酬が減る場合や

稼働分だけ支払う場合がある旨の記載があるが、このような記載は各社の基本契約や利用約款に含まれているのかとの委員からの質問に対し、)このような対応をしている企業は一部に限られるが、その場合は基本契約で提示をしている。

- (資料2の7頁の個人業務仲介型の場合、配達員と個別の飲食店の間での契約はどのような形で結ばれていることが多いのか、個人業務仲介型の場合、先ほど質問があった注文がキャンセルされた場合に個別の飲食店が距離に応じて補償をするといったルールはあるのかとの委員からの質問に対し、)個人業務仲介型を個人業務委託型と分けて記載しているが、事実上の金銭的な流れは基本的には同じであり、プラットフォーム事業者が配達員への報酬の支払をするという形である。ただし、契約関係としては、配達員や飲食店はプラットフォームを使うことについて規約に合意しており、飲食店が配達パートナーに業務委託をするという整理になる。
- (本法と下請法や独禁法との適用関係について整理すべき点や明確にすべき点はあるのかとの委員からの質問に対し、)取引条件の明示方法、電磁的方法による明示方法、支払の方法、書面の交付方法等について、下請法よりも規制を緩和する場合は格別、下請法等と異なる形で定義されていたり解釈が異なったりすると非常に混乱するため、解釈の仕方は一致するようにしていただきたい。また、下請法の運用における自発的な申出があった場合の取扱いについては、本法においても同じように取り扱うようにしていただきたい。
- (各社において基本契約と個別契約で示される内容は異なるのではないかと思うが、基本契約と個別契約のどちらにどのような内容が振り分けられることになるのか、何か特徴があるのかとの委員からの質問に対し、)配達員は、稼働中にスマートフォンに届いた情報を見て受託するか否かを即座に決めなければならないため、報酬額、ピックアップ場所、配達場所といった必要十分な情報を的確に提示する必要がある。したがって、個別契約では、スマートフォンの画面に収まる範囲の最低限の情報を示すことになる。支払に関わる情報といったそれ以外の必要な事項は、基本契約で示すことになる。

(3) 一般社団法人緊急事態舞台芸術ネットワークからのヒアリング

- (給付の内容について、制作の過程で変化していくものだと想像されるが、どの範囲の内容であれば事前に決めることができるのかとの委員からの質問に対し、)この業界で特有点として、アマチュアとプロフェッショナルの境界が非常に曖昧な点がある。例えば、大規模事業者・中規模事業者であれば、発注段階で2年先の劇場・公演が相当具体的に決まっているということはあり得るが、来年・再来年に予定している比較的小規模な劇団の公演に出てほしいといった約束の場合には、依頼段階では、どのような公演なのか発注側としても定かでないことがあり、その明示が難しい。
- (現実的には、どの程度であれば口頭ではなく事前に書面等で取引条件を取り交わせるのかとの委員からの質問に対し、)いつ、どこで、いくらぐらいを考えているかということについて言えないようでは発注ではないと思うので、発注といえる段階なら、その程度

は明示できるはずだろう。拘束期間についても、目安程度は示してもらわなければ受注者側が困る。重要なのは、変更があった場合に柔軟にそれを反映できることである。また、発注内容を定められない場合にはその正当な理由を明示する必要があることは法定されており変えられることではないが、決めようがないことについて毎回理由を書けと言われても現場は戸惑うと思う。定められない正当な理由について、ある程度状況からそれが明らかである場合には記載省略が認められるなどの工夫があると、互いのためにルールを守ろうと言いやすくなる。

- （取引条件の変更が改めて提示され、それに対する合意があれば契約変更がなされたという理解でよいと考えるが、そのような形であれば問題ないかとの委員からの質問に対し、）合意できれば契約変更をできるというのは当たり前である。ゴールが不明確であり共に作りあげて行くという創造活動の特質を考えれば、記載にある程度幅を持たせる、一定の幅での変更が見込まれている旨を記載するなどの何らかの運用上の対応がなければ、現場は困るだけだろう。
- （大規模・中規模事業者は「基本契約書＋個別発注の形も少なくない」（資料3の2頁）とのことだが、それは大規模・中規模事業者にはノウハウや弁護士に相談する資金等があるからできる、小規模事業者にはそれがないのでできてないということなのか、あるいは、非定型業務が特に小規模事業者に多いためこのような基本契約と個別契約の形ができないということなのかとの委員からの質問に対し、）大規模・中規模事業者は、リソースがあり、弁護士の助力を得やすく、また、トラブルになれば大事になりやすい大規模な公演・取引も多い。クリエイティブな事業であるという本質は変わらないが、大規模・中規模事業者は多くの金額を投資するため、途中で大幅な変更が生じると対応が困難になるという事情もあり、ある程度最初に決めておく要請がより強い部分もあるのではないか。他方で、小規模事業者は、リソースもない、考える時間もない、知識もないのに加えて、ある程度柔軟に変えてもビジネス上の大きな損失があるとは限らないといった事情があるかもしれない。
- （小規模事業者のために事業者団体等がひな形を提示すれば、より明確な契約が進むと思うかとの委員からの質問に対し、）ひな形があれば参考として役に立つ場合もあると思うが、ひな形を示したとしても無数にある契約タイプの一部を示したに過ぎず、どのような場合でも通用するようなひな形を示すことは不可能である。そのため、小規模事業者からの個別の相談に応じてサポートできる体制も重要であると思う。

以上

（文責：公正取引委員会事務総局 速報のため事後修正の可能性あり。）

特定受託事業者に係る取引の適正化に関する検討会
委員名簿

- 及川 勝 全国中小企業団体中央会 常務理事
- 岡田 直己 青山学院大学法学部 教授
- 加藤 正敏 日本商工会議所 産業政策第一部長
- 鹿野 菜穂子 慶應義塾大学大学院法務研究科 教授
- 座長 武田 邦宣 大阪大学大学院法学研究科長・法学部長、教授
- 仁平 章 日本労働組合総連合会 総合政策推進局 総合局長
- 平田 麻莉 一般社団法人プロフェッショナル&パラレルキャリア・
フリーランス協会 代表理事
- 森田 茉莉子 森・濱田松本法律事務所 弁護士

(五十音順、敬称略、役職は令和5年8月3日現在)

(オブザーバー)

内閣官房 新しい資本主義実現本部事務局
厚生労働省
中小企業庁